

第十五号

徳島県公営企業の設置等に関する条例の一部改正について

徳島県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年十二月一日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

徳島県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年徳島県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号を次のように改める。

- 一 小売電気事業等 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第二号の小売電気事業、同項第八号の一般送配電事業又は同項第十二号の特定送配電事業をいう。

第三条第一項中「その電気を一般電気事業者に供給する」を「小売電気事業等の用に供するための電気を発電する」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

提案理由

電気事業法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。